

鹿児島市

令和6年12月6日告示第1484号

制限付き一般競争入札分

入札説明書

入札事項名

鹿児島市北部清掃工場余剰電力（非バイオマス電力）売却

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市環境局資源循環部資源政策課

電話番号 099-216-1288

入札説明書

鹿児島市北部清掃工場余剰電力（非バイオマス電力）売却契約に係る制限付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札公告日 令和6年12月6日
- 2 入札執行者 鹿児島市長 下 鶴 隆 央
- 3 契約担当課 〒892-8677
鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市環境局資源循環部資源政策課（みなと大通り別館4階）
電話番号 099-216-1288
ファックス 099-216-1292
- 4 入札に付する事項
 - (1) 件名 鹿児島市北部清掃工場余剰電力（非バイオマス電力）売却
 - (2) 内容 「鹿児島市北部清掃工場余剰電力（非バイオマス電力）売却仕様書」のとおり
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 納期の到来している鹿児島市税を完納していること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (4) この公告の日（以下「公告日」という。）以後において本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
 - (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
 - (7) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
 - (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業

者であること。

- (9) 公告日以前の直近において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第34条第4項の規定による公表をされていない者であること。

6 入札参加資格審査の申請の方法及び時期等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に、次に掲げる書類を添付して、直接又は郵送により提出すること。

ア 商業登記簿謄本（法人の場合に限る。写しでも可）

イ 本市発行の市税の滞納がないことの証明書（鹿児島市内に営業所等がない場合は提出不要）（写しでも可）

ウ 印鑑証明書（原本）

入札時等に異なる印鑑を使用する場合は、使用印鑑届（様式あり）も提出すること。

エ 会社概要（様式あり）

オ 資本関係又は人的関係にある法人に係る申告書（様式あり）

カ 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であることを証する書類の写し

(2) 受付期間

令和6年12月6日（金）から同年12月26日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）とする。

(3) 入札参加資格審査申請受付場所

前記3に同じ

(4) 入札参加資格審査申請に係る結果通知

入札参加資格は、提出された書類等により審査し、その結果は令和7年1月9日（木）までに、ファックスにより通知し、後日、通知書原本を郵送する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知がない場合は、前記3の契約担当課に連絡し確認すること。

(5) 入札参加資格の有効期限

入札参加資格を取得した日から令和7年3月31日までとする。

7 注意事項

(1) 申請書の印は、実印を押印すること。

(2) 証明書類は、証明年月日が入札参加資格審査申請書提出日前3か月以内のものとする。ただし、市税の滞納がないことの証明書については、公告日以降に発行されたものとする。また、証明書類は印鑑証明書を除き、複写機による写しでもよい

(3) 申請書等は、ファイル等に綴じず、6(1)に記載の順に並べて提出すること。

8 入札説明書等に対する質疑応答

入札説明書等に対する質問は、電子メールで送付すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

(1) 受付期間

公告日から令和6年12月13日(金)正午までとする。

(2) 受付電子メールアドレス

shige-kanri@city.kagoshima.lg.jp

(3) 質問の様式

必ずしも本公告の添付様式による必要はないが、「鹿児島市北部清掃工場余剰電力売却契約の件」と件名を明記すること。

(4) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和6年12月16日(月)午後5時15分までに質問者に対して電子メールで行うとともに、本市ホームページ(<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>)において閲覧に供する。

9 入札説明会

実施しない。

10 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年1月22日(水)午前10時

(2) 場所 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所みなと大通り別館4階401会議室

11 入札書の提出方法

(1) 郵送による場合

ア 郵送の方法

一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとし、入札書等を入れた封筒(以下「入札書用封筒」という。)を、さらに別の封筒(以下「郵送用封筒」という。)に入れて送付すること。

イ 入札書到達期限

令和7年1月21日(火)午後5時15分(必着)

ウ 入札書の到達すべき場所

〒892-8677

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

鹿児島市環境局資源循環部資源政策課

エ 入札書の指定受取人

鹿児島市環境局資源循環部資源政策課長 中島 智広

オ 郵送用封筒記載事項

郵送用封筒にはウに掲げる入札書の到達すべき場所のほか、下記事項を記載すること。

(ア) 封筒表 「入札書在中」(朱書)

(イ) 封筒裏 「開札日(入札日)」、「入札件名(鹿児島市北部清掃工場余剰電力(非バイオマス電力)売却契約)」及び「差出人(住所、商号又は名称及び代表者職・氏名)」

(2) 持参による場合

持参による場合は、令和 7 年 1 月 22 日(水)午前 10 時に 10(2)に掲げる場所に直接持参すること(持参する場合は、令和 7 年 1 月 21 日(火)午前 10 時まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に 3 に掲げる契約担当課へ電話にて連絡すること。)

1 2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

鹿児島市契約規則第 5 条第 3 号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

落札価格の 10 分の 1 以上とする。ただし、鹿児島市契約規則第 26 条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

1 3 入札方法

(1) 入札書は、11 に掲げる提出方法により提出すること。

(2) 入札に参加する者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。

(3) 入札に参加する者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、入札書に必要な事項を記載し、氏名(法人の場合は名称又は商号)及び入札件名(鹿児島市北部清掃工場余剰電力(非バイオマス電力)売却契約)を記載した入札書用封筒に入れ、入札執行者に提出しなければならない。

(4) 入札に際しては、入札書用封筒に積算内訳書を同封して提出しなければならない。なお、当該積算内訳書にも入札者の記名をしなければならない。

(5) 入札者は、提出した入札書及び積算内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 入札者が、相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(7) 入札執行回数は、3回までとする。

1.4 開札

即時開札とする。

1.5 入札書の記載方法等

(1) 入札金額は、積算内訳書の電力料金合計額（12か月分）を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1.6 積算内訳書の提出

(1) 積算内訳書は、別に定める様式により提出すること。

(2) 入札に際して、入札書に記載される入札金額と一致する積算内訳書を入札書と同時に提出すること。

(3) 積算内訳書の電力料金は、1月ごとの区分・時間帯別の予定売電電力量に対し、電力料金単価を乗じて算定するものとする。

なお、この場合の単価は、区分・時間帯別それぞれについて設定するものとする。

(4) 電力料金単価は、消費税及び地方消費税（免税事業者については消費税及び地方消費税相当額）を含まないものとし、小数点以下第2位まで記載すること。

1.7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者及び申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

(2) 委任状に記載のない代理人のした入札

(3) 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

(4) 記名のない積算内訳書又は記載事項を判読しがたい積算内訳書による入札

(5) 対応しない区分・時間帯別の電力料金単価により算定した積算内訳書による入札

(6) 算定方法に間違いのある積算内訳書による入札

(7) 入札金額と積算内訳書に記載した参考総価比較額とが異なる入札

- (8) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (9) 同一事項について2通以上の入札書（他の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (10) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (11) 再度入札において前回の入札の最高金額以下の金額による入札
- (12) 明らかに連合によると認められる入札
- (13) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係があると認められた者のした入札
- (14) 郵送による入札において、11(1)イに掲げる日時までに、指定の場所に到達しないもの
- (15) 所定の様式以外の入札書による入札
- (16) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

18 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上で、尚且つ、最高の価格で申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 契約書には、入札書に添付された積算内訳書に記載されている電力料金の単価を別表に記載するものとする。

ただし、請求額については落札者の提出した積算内訳書の電力料金合計額（12か月分）に対応する積算内訳書に記載された単価（契約書の別表に記載する消費税等を含まない単価）に当該月の売電電力量を乗じて算出された額に、当該月の消費税率を乗じて得た消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）とし、契約書に定める期間内に落札者が支払うものとする。

なお、消費税率等が改定された場合は、その税率により算定するものとする。

19 落札者がいない場合の処置

開札をした場合において落札者がいないときは、入札参加資格確認通知書に同封する通知の日時のおり再度の入札を行う。ただし、入札回数は3回までとし、3回目の入札においても落札者がいないときは、入札を中止する。

20 契約書の提出

落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に契約書を提出しなければならない。
ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、期日を延長することができる。

2.1 異議の申立て

入札した者は、入札後、告示文、入札説明書、仕様書、契約書（案）等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

2.2 その他

入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書（案）等を熟読のうえ、入札しなければならない。